

通貨規制に関する 1994 年 5 月 12 日付 モンゴル国法律[仮訳]

2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 通貨規制に関する国家機関の享有する権限
- 第 3 章 通貨流通の実行
- 第 4 章 通貨流通に対し行うべき監督

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

この法律の目的は、通貨規制に関する国のしかるべき機関の権限を確定し、経済単位若しくは組織又は個人が通貨の流通を行い、通貨の流通に対し監督を行い、かつ、モンゴル国の国家通貨を価値の下落から保護することと関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 通貨規制に関する法令

- 1 通貨規制に関する法令は、モンゴル国憲法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の規定を遵守する。

第 3 条 法的術語

- 1 「通貨」とは、モンゴル国の国家通貨、外国通貨、国相互間の貿易又は経済関係の支払いに用いられている決済単位、通貨の性格を与えられた黄金及び通貨有価物をいう。
- 2 「国家通貨」とは、流通にある支払能力を有するモンゴル国の貨幣—トゥグルグ並びにそれにより表示され、かつ、国際支払決済に普遍的に用いられる有価証券及び支払手段をいう。
- 3 「外国通貨」とは、流通にある支払能力を有する 1 つ以上の外国の貨幣並びにそれにより表示され、かつ、国際支払決済に普遍的に用いられる有価証券及び支払手段をいう。外国通貨は、国際的範囲において承認されることにより自由兌換可能のもの及び自由兌換不能のものに分かれる。
- 4 「通貨の性格を与えられた黄金」とは、国際的基準に到達して取り扱われ、いずれかの国際的金融センターに預け入れ、外国通貨として売却するのにおいて準備がととのった黄金をいう。
- 5 「通貨有価物」とは、通貨の性格を与えられた黄金と同様の貴金属又は宝石をいう。

- 6 「精製黄金」とは、含量を増大させて純化させても外国通貨として直接に売却する条件が満たされていない黄金をいう。
- 7 通貨関係への参加者である恒久的居住者（以下「恒久的居住者」という。）とは、それぞれ次のものをいう。
 - (1) モンゴル国の恒久的居住者及び恒久的に居住し、かつ、183 日を超えない期間をもって外国に滞在する個人
 - (2) モンゴル国の法令に従い設立され、モンゴル国に所在する法人及びその外国に所在する支店又は代表事務所
 - (3) 外国に駐在するモンゴル国の外交代表部
- 8 通貨関係への参加者である一時的居住者（以下「一時的居住者」という。）とは、それぞれ次のものをいう。
 - (1) モンゴル国外の恒久的居住者及びモンゴル国に 183 日までの期間をもって滞在する個人
 - (2) 外国の法令に従い設立され、モンゴル国に所在していない法人及びそのモンゴル国内の支店又は代表事務所
 - (3) モンゴル国に駐在する外国の外交代表部並びに国際機関及びその支店又は代表事務所

第 4 条 モンゴル国の通貨対外準備

- 1 モンゴル国の通貨対外準備は、国の権限を有する機関及び商業銀行の保有にある次のものによりこれを構成する。
 - (1) 外国の銀行又は金融機関に預け入れている通貨の性格を与えられた黄金
 - (2) 自由兌換可能外国通貨
 - (3) 外国において自由に支払われ、又は外国の有価証券市場において売却されるすべての種類の有価証券
 - (4) 第(1)号及び第(2)号以外の国際的範囲において通貨準備に算入される有価証券資産
- 2 国家所有にある前項所定のもは、国の権限を有する機関の保有にある通貨対外準備に含まれる。
- 3 モンゴル国の、及び国の権限を有する機関の保有にある通貨対外純準備は、通貨対外準備の個別合計額から外国から取得した関連する短期ローン及び預金を控除してこれを確定する。

第 5 条 モンゴル国の通貨市場及びレート

- 1 権限を有する銀行、取引所及びブローカー会社が需要・供給に基づいて行う通貨売却取引に係る活動は、これをモンゴル国の通貨市場という。
- 2 モンゴル銀行は、トゥグルグの外国通貨と比較したレートを通貨市場における取引に係る銀行が売却し、又は購入した外国通貨のレートに基づき、我が国の対外貿易において優位を占めて使用する安定的レートを有する自由兌換可能ないずれか 1 つの外国通貨の関係する時期のレートと比較して決定し社会に対し公表する。
- 3 トゥグルグの外国通貨と比較するレートは、前日のレートより 5 パーセント以上の変動を有して増加し、又は低下する場合には、モンゴル国首相とこれを協議する。協議に至らなかったことは、モンゴル銀行総裁が決定を発することに対して障害とならない。
- 4 商業銀行は、通貨市場の需要に基づいて通貨を売却し、又は購入する自己のレートを定める。
- 5 経済的国籍があり、又はない外国通貨により取得した収入又は輸入商品の国境価格

をトゥグルグへ転換して関税その他の租税を課すべき範囲を確定し、及び外国通貨により表示されたすべての財産又はリソースを会計記帳においてトゥグルグにより表示して反映するのにおいては、モンゴル銀行が公表した当該日の公式レートによる。

- 6 通貨取引を行う特別認可証を有する非銀行金融機関は、通貨市場の需要に基づいて現金通貨を売却し、又は購入する自己のレートを定める。

第2章 通貨規制に関する国家機関の享有する権限

第6条 国家大フラルの権限

国家大フラルは、通貨規制に関して次の権限を行使する。

- (1) 通貨に関する国の政策を確定する権限
- (2) 外国から取得する政府ローン及びモンゴル国の対外支払バランスに係る計画を監督して決定する権限
- (3) 国家所有にある場合には、しかるべき通貨対外純準備の下限を定める権限
- (4) 国家準備にある通貨の性格を与えられた黄金を通貨流通に入れることに関する決定を発出する権限
- (5) 法令所定のその他の権限

第7条 政府の権限

政府は、通貨規制に関して次の権限を行使する。

- (1) 外国通貨リソースを増大させ、又は支払バランスを改善する措置を講ずる権限
- (2) モンゴル国の対外支払バランスを手配し、実行について監督を行う権限
- (3) 外国から取得する政府ローン及びその支払いと関連する提案を立案して実施する権限
- (4) 法令所定のその他の権限

第8条 モンゴル銀行の権限

モンゴル銀行は、通貨規制に関して次の権限を行使する。

- (1) 国の範囲において通貨流通を調整し、実施する権限
- (2) 国の通貨対外準備を増大させる措置を講ずる権限
- (3) モンゴル国及び外国の通貨市場において権限の範囲内で通貨流通、対外支払い及び決済を取り扱う権限
- (4) 国家所有にある場合には、しかるべき通貨対外純準備の下限を定めることに関する提案を立案して決定し、それを保管し、合理的かつ効果・利益のあるように配置する権限
- (5) 政府の通貨流通、対外支払い及び決済を行う権限
- (6) 恒久的居住者に対し対外支払い又は決済を行い、かつ、外国通貨現金による流通の取扱いについて監督を行う権限
- (7) 通貨流通の報告又は情報を発布する手続を定める権限
- (8) 通貨流通の統一的報告又は情報を国家大フラルに対し四半期ごとに提出する権限
- (9) 法令所定のその他の権限

第3章 通貨流通の実行

第9条 通貨流通

- 1 通貨を売却し、購入し、保管し、貸借し、移転し、配置し、担保とし、又は国境を

經由して出入させることと関連する活動は、これを通貨流通という。

- 2 銀行は、外国通貨の流通をそれと等しい範囲の国家通貨の流通と同時に行う。
- 3 モンゴル国の国家通貨又は自由兌換可能外国通貨をモンゴル国の国境を經由して出入させ、又は通貨流通において使用する手続は、モンゴル銀行の総裁及び財務相が共同でこれを承認する。

第 10 条 モンゴル銀行の取り扱う通貨流通

- 1 モンゴル銀行は、モンゴル国の通貨対外準備を増大させ、又は調整する目的のため、我が国又は外国の銀行その他経済単位若しくは組織又は個人から通貨又は通貨の性格を与えられた黄金を購入することができる。
- 2 モンゴル銀行は、トゥグルグのレートを安定的に維持する目的のため、自己の保有にある通貨対外準備から外国通貨を売却する。

第 11 条 商業銀行が取り扱う通貨流通並びに権利及び義務

- 1 商業銀行は、モンゴル銀行から取得した認可の範囲において流通に係る次の活動に従事することができる。
 - (1) 外国通貨非現金支払い又は決済に係る活動に従事すること。
 - (2) 外国通貨を現金により売却し、又は購入すること。
 - (3) 恒久的又は一時的居住者の名により外国通貨口座を開設して流通を行うこと。
 - (4) 外国通貨によりローンを与え、又は保証を発行する等の資産・負債に係るすべての種類の業務又は流通に従事すること。
- 2 通貨流通を取り扱う商業銀行は、次の義務を有する。
 - (1) 通貨流通に関する報告又は情報を所定の手続に従い発行し、通知する義務
 - (2) トゥグルグのレートに影響を及ぼすレベルの流通をモンゴル銀行の認可により行う義務
 - (3) 顧客の外国通貨口座の秘密を保持し、信頼可能性を保障する義務
 - (4) 外国通貨の流通を顧客の当初の要求どおりに行い、資産残高に利息を支払う義務
- 3 商業銀行は、外国通貨に係る業務又は役務に対し課すべき手数料を自ら定める。

第 12 条 経済単位若しくは組織又は個人の外国通貨の流通

- 1 第 3 条第 7 項第(2)号及び第(3)号並びに第 8 条所定の恒久的居住者又は一時的居住者は、外国通貨を売却し、購入し、又は貸借し、若しくは移転する活動をモンゴル銀行又はそれが権限を授与した商業銀行を通じてのみ行う。
- 2 第 3 条第 7 項第(2)号及び第(3)号所定の恒久的居住者は、収入を外国通貨による現金又は非現金支払手段により取得した場合には、モンゴル銀行が権限を授与した商業銀行に当該収入を取得した日後 60 日以内に売却し、又は預け入れる。
- 3 外国通貨現金により業務又は役務を取り扱っている第 3 条第 7 項第(2)号所定の恒久的居住者は、毎日の流通を行うのに不必要な外国通貨をモンゴル銀行所定の手続に従いしかるべき期間に銀行に売却し、又は預け入れる。
- 4 モンゴル国の個人又は第 3 条第 7 項第(2)号及び第(3)号所定の恒久的居住者は、外国において財産を配置し、又はローン援助を供与することについて財務省において登記を受ける。
- 5 恒久的居住者又は一時的居住者は、商業銀行から外国通貨を購入し、借り入れ、若しくは銀行に売却し、若しくは保管させる契約又はローンの保証を書面により作成する。

第 13 条 通貨に係るモンゴル国の国境を經由しての出入

- 1 モンゴル国若しくは外国の個人又は無国籍者は、通貨を税関機関に対し書面により

申告した数量又は限度により我が国の国境を経由して持ち込むことができる。

- 2 モンゴル国の恒久的居住者若しくは一時的居住者、外国の個人又は無国籍者は、通貨を次の方式により我が国の国境を経由して持ち出すことができる。
 - (1) 対外支払い又は決済の権限を有する商業銀行から購入した自由兌換可能外国通貨については、当該銀行の証明する書面方式
 - (2) 外国から持ち込む場合には、それを証明する関税納付書方式
 - (3) 相続して取得し、又は他人が贈与した場合には、それを我が国の公証機関が証明する書面方式
 - (4) モンゴル国の法令所定の方式

3 法律に制限的定めのない場合には、モンゴル国の個人は、自由兌換可能外国通貨を税関に申告した数量により我が国の国境を経由して外国へ持ち出すことができる。

第 14 条 外国通貨ローン及び支払い・決済

- 1 外国の、又は国際的な銀行又は金融機関から政府のルートを通じて取得した外国ローン援助の統一的登記は、関連する法令の定めに従いこれを処理する。
- 2 (失効)
- 3 (失効)
- 4 (失効)
- 5 (失効)
- 6 経済単位若しくは組織又は個人は、自己の外国から取得した通貨ローンについてモンゴル銀行において登記を受ける。
- 7 予算支出により行う対外支払いは、関係する金融機関の承認によるのみ行う。
- 8 財務省は、政府の通貨流通又は対外支払い・決済を銀行を通じて行う。
- 9 恒久的居住者又は一時的居住者は、モンゴル銀行が対外支払い又は決済の権限を授与した商業銀行又は我が国の領域に所在する外国銀行支店において外国通貨口座を有することができる。

第 4 章 通貨流通に対し行うべき監督

第 15 条 監督を行う機関

モンゴル国内の経済単位又は組織の通貨流通に対しては、政府、モンゴル銀行及び金融調整委員会が自己の権限に従い監督を行う。

第 16 条 通貨監督に係る国家監察官

- 1 通貨監督は、国家主任監察官、国家高級監察官及び国家監察官がこれを実施する。
- 2 通貨監督に係る国家主任監察官はモンゴル銀行の総裁であり、国家高級監察官は通貨に係る事項を所管するモンゴル銀行の副総裁及び金融調整委員会の委員長である。
- 3 通貨監督に係る国家監察官は国家主任監察官が、金融調整委員会の通貨監督に係る国家監察官は金融調整委員会の委員長がそれぞれ任命する。

第 17 条 通貨監督機関の義務及び国家監察官の権限

- 1 モンゴル銀行は、次の義務を有する。
 - (1) 通貨の規制に関する法令の執行を個人又は経済単位若しくは組織に対し所有制の種類、形式又は国籍を考慮することなくして監督して検査する義務
 - (2) 通貨流通と関連する証憑又は付帯物を検査する義務
 - (3) 通貨流通、対外支払い又は決済の活動についての登記、報告又は情報の真実性を検査する義務
 - (4) 権限を有する機関が法令に適合させて発布した法的アクトを通貨流通におい

て遵守していることを検査する義務

- 2 政府は、モンゴル国の国際条約又は法令に定めた根拠により自己の保有にある通貨の使用又は調整に対し監督を行い、かつ、当該監督を財務省を通じて実施させる。
- 3 国家監察官は、通貨監督義務を履行するのにおいて次の権限を行使する。
 - (1) 通貨流通、対外支払い又は決済に関連する証憑又は付帯物を閲覧し、関連する公務員又は個人から情報の説明若しくは解釈又は必要な証憑の写しを発行させて取得する権限
 - (2) 通貨流通、支払い又は決済を監督し、検査結果によりアクトを定め、執行を確保する権限。国家監察官のアクトは、通貨監督に係る国家主任監察官又は国家高級監察官の承認により発効する。発出したアクトには、関連する公務員又は個人をして署名させる。それらの者が当該アクトを承諾しなかった場合には、説明を提出させる。
 - (3) 発生した違反を除去することについて期間の定めのある義務を与え、要求を課す権限
 - (4) 課した要求を履行せず、法令に違反した当事者に対しこの法律その他法律所定の行政責任を引き受けさせる権限
 - (5) 法律の定めに従った場合には、対外支払い若しくは決済を行い、又は通貨流通に従事する認可証の取消しについて通貨監督に係る国家主任監察官に提案を提出する権限
 - (6) 通貨規制に関する法令違反が犯罪行為の性質を有する場合には、事件を立件し、捜査する機関に関連する証憑及び付帯物を送致する権限
- 4 通貨監督に係る国家監察官は、通貨活動に対し行う監督の過程において取得して管理する個人、組織、銀行その他経済単位の通貨資産又は取引に係る秘密を保持する義務を有する。
- 5 通貨監督機関の公務員が義務を適切に履行しなかった場合には、その者に対し法令所定の責任を引き受けさせる。
- 6 経済単位若しくは組織又は個人の通貨流通に関する紛争は、裁判所を通じてこれを解決する。

第 18 条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 通貨規制に関する法令違反が刑事責任を引き受けさせない場合には、次の行政処罰を科する。
 - (1) 第 12 条第 4 項の規定に違反した個人は 5000 ないし 5 万トゥグルグの、経済単位は 5 万ないし 25 万トゥグルグの、及び同条第 2 項の規定に違反した組織又は経済単位は 5 万ないし 10 万トゥグルグの罰金を科する。
 - (2) 第 11 条第 2 項第(2)号ないし第(4)号の規定に違反した場合には、5 万ないし 10 万トゥグルグの罰金を科する。
 - (3) 第 14 条第 6 項の規定に違反した個人は 5 万トゥグルグまでの、経済単位又は組織は 10 万トゥグルグまでの罰金を科する。
 - (4) 第 12 条第 1 項の規定に違反した個人は 2 万ないし 5 万トゥグルグの、経済単位又は組織は 5 万ないし 10 万トゥグルグの罰金を科する。
 - (5) モンゴル銀行の認可なくして、又は授与された認可の範囲外においてこの法律第 11 条第 1 項所定の活動を展開した場合には、不法に取得した所得を没収し、5 万ないし 25 万トゥグルグの罰金を科する。
 - (6) 通貨監督に係る国家監察官に対し検査を行わせることを拒絶し、又は検査の実行に対し障害をもたらした法人は、最低労働賃金額に 10 倍ないし 30 倍を乗じ

たものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

- (7) 通貨取引情報の提供に際して期間を徒過して権限を有する機関の承認した手続どおりに提供しなかった法人は最低労働賃金額の2倍ないし5倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの、公務員は最低労働賃金額の2倍ないし3倍を乗じたものと等しい範囲のトゥグルグの罰金を科する。

2 通貨規制に関する法令違反により他人にもたらした損害は、故意又は過失のある者をして法令に従いこれを賠償させる。

第18条 法令違反者に引き受けさせるべき責任 (2016年9月1日施行)

1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪行為の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第19条 法律の発効

この法律は、1994年6月1日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)